

教 育 公 報

三重県教育委員会

目 次

お知らせ	職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人材政策室	1頁
	職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例	人材政策室	1頁
	公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	人材政策室	2頁

お 知 ら せ

平成22年6月18日付け三重県公報号外に、教育委員会関係条例が次のように掲載されました。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月十八日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三十二号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「勤務を除く」の下に「次条において同じ」を加え、同条第三項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

（育児を行う職員の時間外勤務の免除）

第九条の二 任命権者は、三歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を職員の勤務時間、休暇等に関する規則（三重県人事委員会規則二三 一）第六条の七第一項に規定する時間外勤務制限開始日とする改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第九条第二項（同条第三項で準用する場合を含む。）の規定による請求又は同条例第九条の二の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月十八日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三十三号

職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

職員の育児休業等に関する条例（平成四年三重県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削り、同条の次に次の一条を加える。

（育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第一条の二 育児休業法第二条第一項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、五十七日間とする。

第三条の見出しを「（育児休業法第二条第一項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第一号中「第五条第二号に掲げる」を「第五条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第四号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第五号中「再度の」を削る。

第五条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、各号を削る。

第十条中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号を第二号とし、第五号及び第六号を削る。

第十一条第一号中「育児短時間勤務を」を「育児短時間勤務（育児休業法第十条第一項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）を」に、「第十四条第二号」を「第十四条第一号」に改め、同条第四号中「第十四条第三号」を「第十四条第二号」に改め、同条第五号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が三月以上の期間にわたり当該子を育児休業その他の人事委員会規則で定める方法により養育したこと（当該職員）を「三月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第十四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第二十七条中「次に掲げる」を「育児短時間勤務又は育児休業法第十七条の規定による短時間勤務をしている」に改め、各号を削る。

第二十八条第一項中「部分休業」の下に「（育児休業法第十九条第一項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前に改正前の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の職員の育児休業等に関する条例第三条第四号又は第十一条第五号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成二十二年六月十八日

三重県知事 野 田 昭 彦

三重県条例第三十四号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年三重県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削り、「勤務を除く」の下に「次条において同じ」を加え、同条第三項中「（職員の配偶者で当該子の親であるものが、常態として当該子を養育することができるものとして規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第九条の次に次の一条を加える。

（育児を行う職員の時間外勤務の免除）

第九条の二 県委員会は、三歳に満たない子のある職員が、規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難である場合を除き、第八条第二項に規定する勤務をさせてはならない。

附 則

- 1 この条例は、平成二十二年六月三十日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成七年 三重県人事委員会規則 第四号）第七条の七第一項に規定する時間外勤務制限開始日とする改正後の公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例第九条第二項（同条第三項で準用する場合を含む。）の規定による請求又は同条例第九条の二の規定による請求を行おうとする職員は、施行日前においても、同規則の定めるところにより、これらの請求を行うことができる。

発 行
津市広明町13番地
三重県教育委員会

印 刷
有限会社第一プリント社